

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 2 1 年 2 月 2 7 日)

1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

むつ市議会全員協議会会議録

○開会の日時 平成21年2月27日（金） 午後 2時00分開会
午後 2時15分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席議員（26人）

1 番 鎌 田 ちよ子	2 番 澤 藤 一 雄
3 番 新 谷 泰 造	4 番 目 時 睦 男
5 番 工 藤 孝 夫	6 番 横 垣 成 年
7 番 野 呂 泰 喜	8 番 川 端 一 義
9 番 白 井 二 郎	10 番 岡 崎 健 吾
11 番 千 賀 武 由	12 番 山 本 留 義
13 番 馬 場 重 利	14 番 佐々木 隆 徳
15 番 富 岡 修	16 番 菊 池 広 志
17 番 半 田 義 秋	18 番 高 田 正 俊
19 番 山 崎 隆 一	20 番 川 端 澄 男
21 番 中 村 正 志	22 番 村 川 壽 司
23 番 浅 利 竹二郎	24 番 新 谷 功
26 番 富 岡 幸 夫	27 番 村 中 徹 也

○欠席議員（1人）

25 番 齊 藤 孝 昭

○説明のため出席した者

市 長	宮 下 順一郎
副 市 長	野戸谷 秀 樹
教 育 長	牧 野 正 藏
公 営 企 業 管 理 者	遠 藤 雪 夫
総 務 部 長	新 谷 加 水
総 務 部 秘 書 広 聴 監	齋 藤 秀 人
総 務 部 理 事 出 納 室 長	工 藤 正 明
企 画 部 長	阿 部 昇
企 画 部 理 事	近 原 芳 栄

民	生	部	長	佐藤吉男						
保	健	福	祉	部	長	吉田市夫				
経	済	部	長	櫛引恒久						
建	設	部	長	太田信輝						
教	育	部	長	佐藤節雄						
総	務	部	総	務	課	長	松尾秀一			
総	務	部	総	務	課	行政	係	長	吉田真	
総	務	部	総	務	課	行政	係	主任	主査	澁田剛

○事務局出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田諭
議事係主査	石田隆司	議事係主事	井戸向秀明

(午後 2時00分 開会)

○議長（村中徹也） ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることにしております。

それでは、市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

最初に、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成20年12月24日開会の組合議会第111回定例会に提案され、可決、同意、認定及び承認されました5議案2報告についてご説明いたします。

まず、議案第18号 一部事務組合下北医療センター負担金条例の一部を改正する条例についてであります。これはむつ総合病院メンタルヘルス科診療棟に係る経費の負担を定めたほか、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第19号 一部事務組合下北医療センター病院診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは産科医療補償制度の実施等に伴い、分娩介助料を増額することとしたほか、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第20号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これは、菊池十砵夫氏の後任として小川照久氏を選任することについて同意を得たものであります。

次に、議案第21号 平成20年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは主に上期の経営実績及び建設改良事業の確定に伴い補正したものであります。

次に、議案第22号 平成19年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。収益的収支の税抜き決算額は、収入は128億7,436万8,167円で、支出は127億4,351万1,589円となり、当年度は1億3,085万6,578円の純利益となり、前年度より9,649万6,398円純利益が増加した決算となっております。この結果、組合全体での当年度の未処理欠損金は168億6,227万851円となっております。

市内の施設別の決算状況は、むつ総合病院は7億4,715万7,208円の黒字決算、川内病院は2億6,366万4,964円の赤字決算、むつりハビリテーション病院は2,824万3,155円の黒字決算、大畑診療所は2億2,426万7,748円の赤字決算、脇野沢診療所は6,106万5,693円の赤字決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入の決算額は

6億6,182万4,212円で、資本的支出の決算額は8億6,496万846円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億313万6,634円は、流動負債で措置しております。

次に、報告第5号についてであります。これは平成19年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告したものであります。

次に、報告第6号についてであります。これはむつりハビリテーション病院を管理する指定管理者へ医師を派遣するに当たり、処遇等に関し必要な事項を定めることについて急を要したため、公益法人等への一部事務組合下北医療センター職員の派遣等に関する条例を専決処分し、報告したものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。最初に平成20年12月22日開会の組合議会第89回定例会に提案され、可決、同意及び認定されました5議案についてご説明いたします。

まず、議案第10号 下北地域広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、自己啓発等休業の対象となる奉仕活動に関する規定について、所要の条文整理をしたものであります。

次に、議案第11号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは行政職給料表の適用を受ける職員の職務における主任制度の廃止に伴い、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第12号 下北地域広域行政事務組合監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これは一部事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げたものと同様のものであります。

次に、議案第13号 平成20年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。これは決算見込み等により補正したものであります。

次に、議案第14号 平成19年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は57億3,384万5,971円で、これに対する歳出総額は56億8,269万522円となり、歳入歳出差引額では5,115万5,449円の剰余金を生じた決算となっております。

次に、平成21年2月23日開会の組合議会第36回臨時会に提案され、可決及び承認されました1議案1報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 指定管理者の指定についてであります、これは下北文化会館を管理する指定管理者に株式会社東京堂を指定したものであります。

次に、報告第1号についてであります、これは平成20年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、昨年12月22日に発生した公用自動車の事故に係る修繕料の補正について急を要したため専決処分し、報告したものであります。

なお、11月1日以降の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（村中徹也） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 1点だけお願いします。

アックス・グリーンの件であります、修理が終わったのかどうかというのと、実際大畑のほうにはどのくらいごみが搬出されたのか。修理がきちっと完了して順調に動いているかどうかというのをまずお聞きしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 予定の期間内で修理が終了いたしまして、今のところは順調に稼働しております。

トン数につきましては、ちょっと今手持ちがないのですけれども、たしか2,000トン、想定した範囲の中、ちょっとふえたのかなというふうな感じでした。予定はたしか2,000トンだったと思いました。それから何トンかの上げ下げはありますけれども、その範囲の中で大畑のほうには埋め立て処理をいたしました。

○議長（村中徹也） 横垣成年議員。

○6番（横垣成年） それで、修理に要した金額は大体どのくらいだったのか。もしわからなければわからないでよろしいのですが、結局その修理にかかった部分については全部向こうのほうでかぶったといいますか、カバーしたということで理解していいかどうか、そこを確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのとおりであります。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。中村正志議員。

○21番（中村正志） 下北地域広域行政事務組合の第36回臨時会の議案第1号

の指定管理者の指定についてであります。むつ市の本体のほうでもなかなか指定管理を出そうとしても受けるところがなくて、1社だけという場合が多かったりするのですが、今回は話によりますと、何社かの応募があって、その中から選ばれたということでもあります。これに関してどれくらいの応募があったのか。

また、今回指定管理を受けられるところは、その指定管理者として他社と比較してすぐれているなというふうに判断したのはどのような点なのか。

また、ちょっと重複するかもしれませんが、十分収益を上げることも考えられると思うのですが、そのためにどのような事業を提案してきたのか。

今回また指定管理を受けることによって、下北文化会館のほうの利便性は上がるのか。といいますのは、結構使用時間に限りがありまして、夜は10時までとか、もうちょっと延ばしてもいいのではないかというふうな利用者の声もありますので、その辺については今回の指定管理を受けることで変更点はあったのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北文化会館の管理に関する指定管理者ということで、先ほどお話をいたしましたように、株式会社東京堂が指定を受けたものであります。これは、たしか説明会に13社の参加がありました。たしか13社前後です。そして、その後審査を受けるというふうな形をとりましたのが3社でございました。その3社の中で、これは構成する市町村の担当の課長及び下広の事務局、そしてさらに一番下北文化会館を使用しております文化団体協議会の会長さん、民間人としてというような形で、トータルで10名を超えたと思いました。その方々の審査会を経て決定をしたものであります。

そして、その場面で下北文化会館を今後どのような形で展開していくのか、運営していくのかというプレゼンテーションをしていただいたというふうな報告を受けております。そのプレゼンテーションの中身が非常にこの当該指定した法人がすぐれていたということを聞いております。

そして、どのようなことがすぐれているのか。基本的には、これはあくまでも下北文化会館ですので、本当に文化の殿堂であるというふうな基本コンセプト、そして多くの利用者に不便をかけないような形、それはまさしく中村議員がおっしゃるとおり、利便性の問題で非常にこれまで苦情も多うございました。その点を改善するには今後開始するに当たって、もう議決をいただいたわけですので、その部分においてはしっかりとこれは伝えていかなければいけないと、このように思います。

例えば1時から会館を使うのに、もう1時がっちりでなければいけないと

いうふうなところ、そういうところはやはりサービスに欠けていた部分があったと思いますので、それは民間の発想の中で大いに利用してもらうということ、そしてあくまでもこれは文化の殿堂であると、下北の文化の中心であるということを大いに発信をしてもらうようこれから私のほうからもお話をさせていただきたいと、このように思います。

収益を上げるためというふうなことですけれども、これは当該法人は非常に前々から音楽活動、それからさまざまな部分でイベント等を行っているというふうなことがプレゼンの中にもあったように聞いておりますし、その部分で積極的に下北文化会館を文化の殿堂として重みをより以上増してもらうように、これは私のほうから話をさせていただきます。

また、単年度では二千四、五百万程度の負担金が減額を、財政的な益があるというふうなことも聞いております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。

よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

午後 2時15分 閉会

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 村 中 徹 也